

市第40号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

令和 3 年 9 月 10 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市都田地域 ケアプラザ及び 横浜市都田地区 センター	旭区下川井町36 0番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	横浜市都田地域ケア プラザ及び横浜市都 田地区センターの供 用開始の日から令和 9年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市都田地域ケアプラザ及び横浜市都田地区センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）